

栗東健康運動公園で想定している官民連携イメージ（案）

令和6年5月29日
総合調整会議 資料1

栗東健康運動公園で想定している官民連携イメージについては基本計画、基本設計の中で事前ヒヤリング等での調査も踏まえ、市としての整備方針を一定の市場性、実現性を考慮し、作成したものです。

民間活力を導入し、公園管理者（市）の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることを目的に、

- ・にぎわい施設（公募対象公園施設）と当該事業から生じる利益を活用して広場、園路の大部分を特定公園施設として一体的に整備する者を公募する
- ・公設民営の公園施設として馬関連施設を市で設置し、管理許可施設として馬関連事業を行うものを公募する
- ・自然環境保全体験ゾーンについては森林法上の残置森林の位置づけ等もあることから、現時点で自然や地形を活かした遊び場としての整備以上の計画はないが、事業者から魅力的な提案があった際にはさらなる事業展開について検討する

という区域分けをイメージしています。

《参考》現時点で導入を想定しているPPP/PFI(民間活力導入)手法の組み合わせについて

○にぎわい施設及び広場、園路について

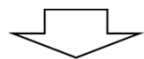
事業者に広場、園路を**P-PFI制度による特定公園施設**として可能な限り全域に渡り一体整備を求めることを想定しています。

○馬関連施設について

馬関連事業の事業性から市でインフラ整備した上で**設置管理許可**により事業者が施設運営をする手法を想定しています。

○公園の維持管理について

にぎわい事業者に馬関連施設以外の一体としての管理を求めることを想定しています。



- サウンディング調査により実現性を確認していきます。
- 事業者より、より良い提案があった場合は手法の変更についても検討します。

※本資料は、令和6年5月時点のものです。
整備・管理・運営内容については
サウンディング調査結果等、今後の検討により
変更となる場合があります。

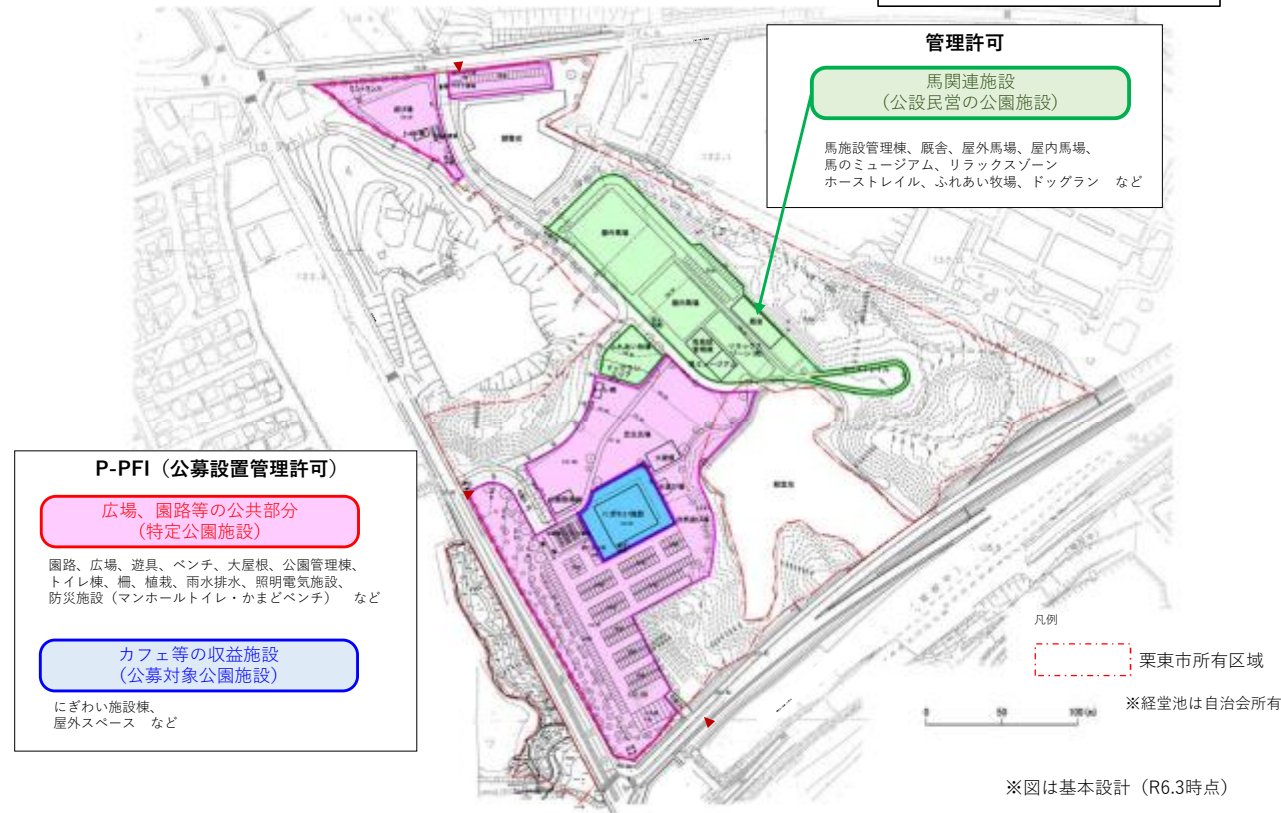


図1 想定官民連携イメージ図

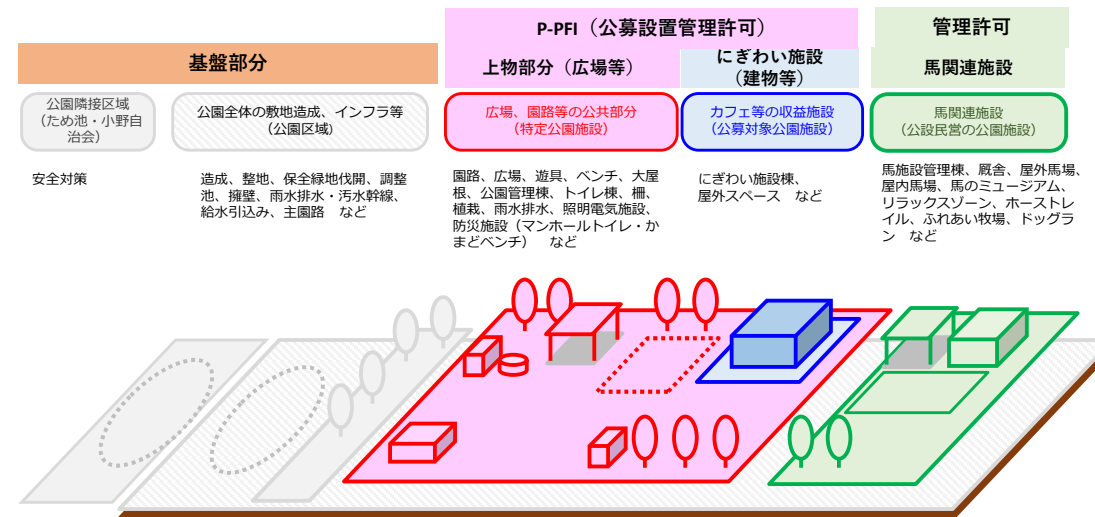


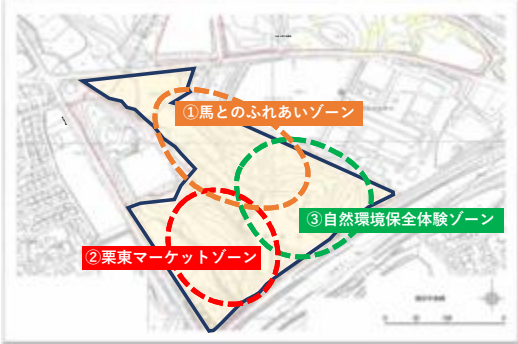
図2 官民連携概念図

1 調査名称

栗東健康運動公園（ホースパーク）サウンディング調査

2 調査対象

名称	栗東健康運動公園
場所	滋賀県栗東市小野40番地1ほか
規模	約9.4ha
施設	①馬とのふれあいゾーン 屋内馬場、屋外馬場、馬施設管理棟、馬のミュージアム、厩舎、リラックスゾーン、ホーストレイル、ふれあい牧場、ドッグランなど ②栗東マーケットゾーン にぎわい施設、芝生広場、自然遊び場、水遊び場、駐車場などの施設 ③自然環境保全体験ゾーン 自然環境保全を前提とした、環境学習の場又は自然や地形を活かした遊び場としての施設 上記①②③すべて又は一部のみでの官民対話の参加（意見・提案）が可能です。



ゾーニング図

3 本調査の背景及び目的

本調査は、民間事業者の皆様との対話を通じ、事業参画条件の把握や、本公園の魅力向上に資する整備・管理・運営内容の提案を頂くサウンディング調査です。
頂いたご意見・提案等を踏まえ、本公園で想定する整備・管理・運営内容の市場性の有無や事業スキームに対する民間事業者の意向等を事前に把握することで、実現性の高い整備・管理・運営内容を検討し、参入しやすい公募条件等、今後予定している公募内容に反映することを目的としています。
本公園は令和12年度の開園を目指しています。

※サウンディング調査とは、公園の整備・管理・運営について民間事業者の皆様から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性や整備・運営等スキームを検討する為の調査です。

4 調査フロー（5 サウンディング調査の実施手順）

公募に関する民間事業者へのサウンディング調査は以下のとおり実施する予定です。

サウンディング調査実施要領の公表	事業に対する考え方、条件、サウンディング調査の実施手順を記載した実施要領を公表します。
合同事前説明会・現地見学会の開催	サウンディング調査に関する合同事前説明会、現地見学会を開催します。（※参加は必須ではありません）
サウンディング調査への参加受付（エントリー）	サウンディング調査に参加される事業者の企業名、個別対話の希望日時等をご提出いただきます。
サウンディング調査簡易提案書の受付	本事業参画意欲や事業内容、事業条件等について、簡易提案書をご提出いただきます。
個別対話の実施	簡易提案書に基づき、必要に応じ、民間事業者と個別に対話しご意見・ご希望をお聞きます。
結果の公表	頂いたご意見・ご希望を整理し、社名を含め可能な範囲で公表します。

○提出を求める書類

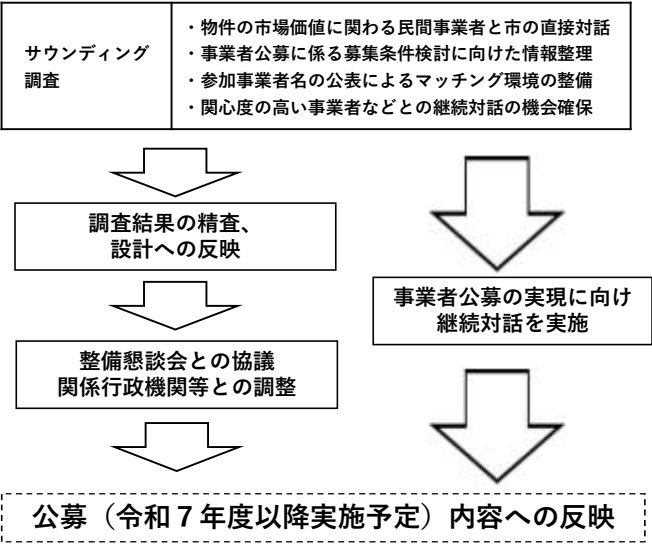
- ・合同事前説明会・現地見学会申込書
- ・エントリーシート
- ・質問書
- ・簡易提案書 → 事業参加の意欲、事業内容、事業条件等の提案
- ・関心表明書 → 貸与資料（使用料、指定管理料の考え方）の申し込み
- ・誓約書 → 秘密保持等についての誓約

※本資料は、令和6年5月時点のものです。
整備・管理・運営内容については
サウンディング調査結果等、今後の検討により
変更となる場合があります。

参考-1 スケジュール

内容	日程
サウンディング調査実施要領等の公表	令和6年7月2日（火）
合同事前説明会・現地見学会の参加申込受付	令和6年7月2日（火） ～令和6年7月8日（月）17:00
合同事前説明会・現地見学会の実施	令和6年7月12日（金）
質問受付、〆切	令和6年7月2日（火） ～令和6年7月19日（金）17:00
質問回答公表	令和6年7月26日（金）
サウンディング調査参加受付（エントリー）、〆切	令和6年7月2日（火） ～令和6年8月23日（金）17:00
関心表明書・誓約書受付、〆切	令和6年7月2日（火） ～令和6年8月23日（金）17:00
サウンディング調査簡易提案書受付、〆切	令和6年7月2日（火） ～令和6年8月23日（金）17:00
個別対話の実施	令和6年9月6日（金） ～令和6年9月13日（金）
サウンディング調査結果の公表	令和6年10月末頃

参考-2 今後の取り組みシナリオ



栗東健康運動公園（ホースパーク）
サウンディング調査

実施要領（案）

栗東市
令和6年7月2日

目次

1. 調査名称	3
2. 調査対象	3
3. 本調査の背景及び目的	5
(1) 背景	5
(2) 目的	5
4. 調査フロー	6
5. 事業提案に関する事項	7
(1) 事業対象エリアについて	7
(2) 事業方針	10
(3) 提案にあたっての留意事項	14
① 馬とのふれあいゾーン	14
② 栗東マーケットゾーン	15
③ 自然環境保全体験ゾーン	17
④ 公園全体の管理運営	17
(4) スケジュール（想定）	19
6. サウンディング調査の実施手順	20
(1) 本調査の進め方	20
(2) サウンディング調査実施要領等の公表	20
(3) 合同事前説明会・現地見学会	20
① 合同事前説明会	20
② 現地見学会	20
③ 参加方法	21
④ その他	21
(4) サウンディング調査の参加受付（エントリー）	21
(5) 関心表明書・誓約書の受付	21
(6) 質問受付・回答	22
① 質問受付	22
② 質問回答	22
(7) サウンディング調査簡易提案書の提出	22
① 調査項目	22
② 提出方法	22
(8) 個別対話の実施	24
① 実施概要	24
② 参加方法	24
③ 実施方法	24
④ 留意事項	24
(9) サウンディング調査結果概要の公表	24
7. 参加要件	24
8. 留意事項	25
9. 連絡先	25

1. 調査名称

栗東健康運動公園サウンディング調査

2. 調査対象

名称	栗東健康運動公園
場所	滋賀県栗東市小野 40 番地 1 ほか
規模	約 9.4ha
施設	①馬とのふれあいゾーン 屋内馬場、屋外馬場、馬施設管理棟、馬のミュージアム、厩舎、リラックスゾーン、ホーストレイル、ふれあい牧場、ドッグランなど ②栗東マーケットゾーン にぎわい施設、芝生広場、自然遊び場、水遊び場、駐車場などの施設 ③自然環境保全体験ゾーン 自然環境保全を前提とした、環境学習の場又は自然や地形を活かした遊び場としての施設 上記①②③すべて又は一部のみでの官民対話の参加（意見・提案）が可能です。



図1 位置図



図2 整備イメージ（基本設計）

3. 本調査の背景及び目的

(1) 背景

栗東健康運動公園（以下、「本公園」という。）は内陸工業流通の中核として発展が進む栗東市（以下、「本市」という。）において、地域の人たちが気軽に集い、緑に囲まれた環境で日常的に健康運動を行う場となることを目的として計画が進めてきました。

本市には「古くから交通の要衝」「人口が増え続けているまち」そして「全国に名をはせる馬のまち」など他のまちにはない強みや特徴があり、それらを踏まえながら、本公園では新たなまちの「元気」を創造するため、栗東市の新たな拠点の実現のためホースパークプロジェクト推進を掲げ、令和4年3月に「栗東健康運動公園基本計画」を策定し、令和12年度の開園を目指しています。

この本公園の整備及び管理・運営を今後進めるにあたっては、官民連携によって以下のコンセプトの実現を図るとともに、公園の魅力向上を図る必要があります。

- 栗東市民憩いの場の創設
- 民間活力導入によるにぎわい創出
- 馬を活かしたまちづくり事業の実施
- 福祉、教育、商業・観光、環境、防災に資する取組みの実現

(2) 目的

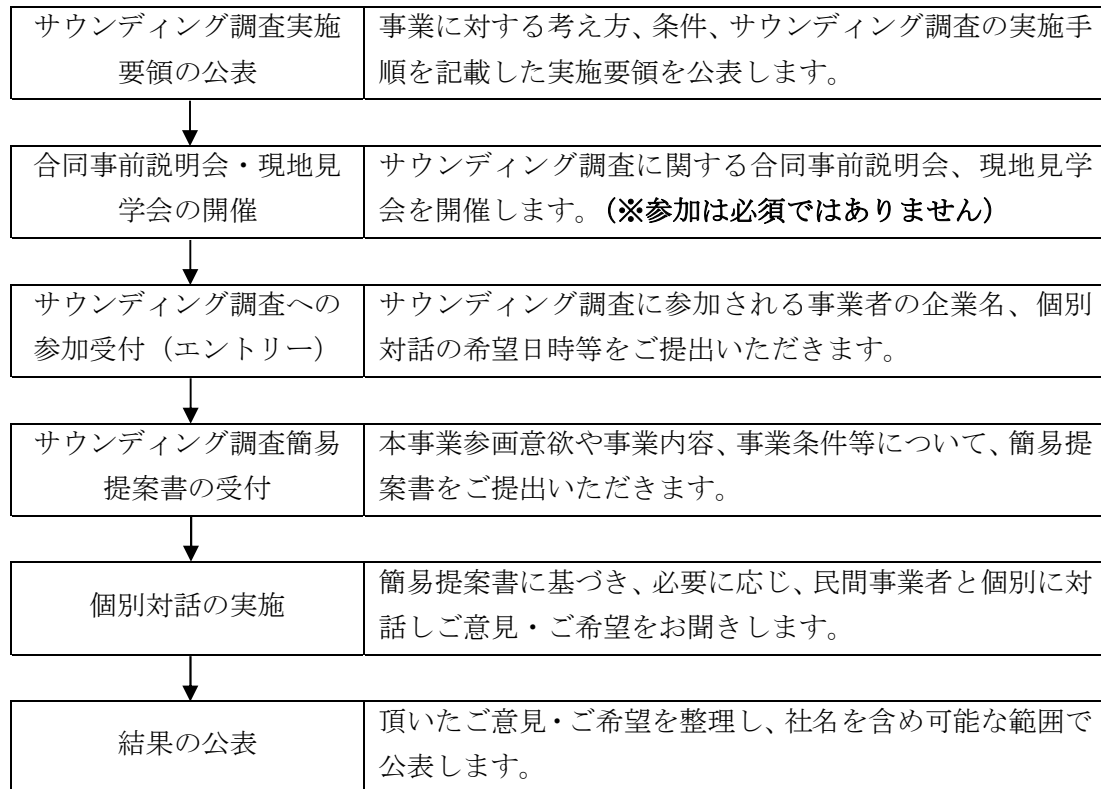
本調査は、民間事業者の皆様との対話を通じ、事業参画条件の把握や、本公園の魅力向上に資する整備・管理・運営内容の提案を頂くサウンディング調査です。

頂いたご意見・提案等を踏まえ、本公園で想定する整備・管理・運営内容の市場性の有無や事業スキームに対する民間事業者の意向等を事前に把握することで、参入しやすい公募条件や実現性の高い整備・管理・運営内容を検討し、今後予定している公募内容等に反映することを目的としています。

※サウンディング調査とは、公園の整備・管理・運営について民間事業者の皆様から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性や整備・運営等スキームを検討するための調査です。

4. 調査フロー

公募に関する民間事業者へのサウンディング調査は以下のとおり実施する予定です。



この後、本調査を踏まえて公募で活用する制度や内容・条件を決定し、公募を開始する予定です。

5. 事業提案に関する事項

(1) 事業対象エリアについて

所在地	滋賀県栗東市小野 40 番地 1 ほか
面積	栗東健康運動公園 公園面積 約 9.4ha
アクセス	【自動車の場合】 ・本公園の西側には、中心市街地から続く県道 55 号線や、南側には国道 1 号線バイパスが位置しているとともに、名神高速栗東 IC や栗東湖南 IC が近接しており、交通利便性が高い。 - 名神高速道路栗東 IC から約 1.5 km - 栗東 IC～ 京都南 IC 30 km (25 分)、大阪吹田 IC 60 km (50 分) 【公共交通機関の場合】 <電車ご利用の場合> ・JR 草津線「手原駅」下車、徒歩約 30 分 <駅からバスの場合> ・JR 東海道本線「草津駅」下車、バス（帝産湖南交通）約 12 分、東宝ランドバス停下車、徒歩約 2 分 ・JR 草津線手原駅よりバス（帝産湖南交通）約 3 分、東宝ランドバス停下車、徒歩約 2 分
関係法令の位置づけ	都市公園法：都市公園法第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく都市公園（総合公園） 都市計画法：都市計画法第 11 条第 1 項第二号に規定される公園
目標 来園者数	約 41 万人/年 <参考>道の駅アグリ郷栗東（滋賀県栗東市） 約 36 万人/年※ ※【参考-7】令和 4 年滋賀県観光入込客統計調査確定値（滋賀県）参照
公園計画の概要	【基本方針】 栗東市には「古くから交通の要衝」「人口が増え続けているまち」そして「全国に名をはせる馬のまち」など他のまちにはない強みや特徴がある。その一方で、解決すべき課題も多く存在する。それらを踏まえながら、新たなまちの「元気」を創造するため、栗東市の新たな拠点となる市民とともに創る「栗東ホースパーク」の実現を目指す。 【配置方針】 ・馬とのふれあいゾーン：馬を活かしたまちづくりの推進拠点 ・栗東マーケットゾーン：観光戦略の推進の場、教育・子育ての安心を育む場 ・自然環境保全体験ゾーン：既存の樹林地や水辺空間を保全及び活用する場 【主要導入施設】 ・「P. 8 表 1 主要導入想定施設」を参照
インフラ 状況	公園整備にあたり引き込みを予定しているインフラ施設は以下のとおり。 電 気：県道から、架空での高圧で引込み。 水 道：県道または北側市道から直結直圧方式で引き込み。

	排水：自然流下での排水を基本とし、分流式で排水するものとする。 汚水：北側市道から排水。 馬の糞尿、または糞尿の掃除等に用いる汚水については、堆肥センター等、汚水排水とは別途の処分方法を想定する 雨水：調整池への排水を基本し、北側市道から排水。一部、県道への排水も想定。 都市ガス：北側市道内の公園付近まで、中圧管の整備予定あり。ただし公園内への引込みは想定していないため、引込む場合は協議が必要。
環境条件	- 公園区域は地域森林計画に基づく民有林に指定されているため、開発にあたっては滋賀県知事と連絡調整が必要。 - 経堂池は保全を前提とし、水面利用は原則不可。
その他規制	景観法に基づく届出制度のほか、景観条例に基づく「風格づくり会談」による申出が必要。

表1 主要導入想定施設と現況緑地等 面積内訳（案）

施設名	内容と規格	面積(ha)
芝生広場	芝生広場 10,020 m ² （うち、大屋根 260 m ² 、水遊び場 80 m ² 、自然遊び場 680 m ² 、自由広場 1,460 m ² ）、公園管理棟 200 m ² 、エントランス 480 m ² 、トイレ棟 2 棟、主園路 1,810 m ² 、副園路 1,750 m ² 、散策路 910 m ²	1.6
馬関連施設	厩舎 450 m ² （30 頭程度想定）、馬施設管理棟 300 m ² 、馬ミュージアム 210 m ² 、屋内馬場 1,350 m ² 、屋外馬場 2,400 m ² 、リラックスゾーン 780 m ² 、ホーストレイル 680 m ² （W=2.5 m延長約 200m、馬とのふれあいゾーンから現況保全緑地内にかけて設置）、ふれあい広場・ドッグランエリア 980 m ² 、車路・駐車場（32 台）1,320 m ² 、その他 2,680 m ²	1.1
にぎわい施設	建物 1,000 m ² 、屋外スペース 1,380 m ²	0.2
車路、駐車場、駐輪場	自家用車（南側）217 台・（北側）21 台、大型バス 7 台、バイク 30 台、自転車 110 台	0.9
緑地等	現況保全緑地約 2.7ha、斜面緑地約 0.6ha、緩衝緑地約 0.7ha、緩衝地約 0.1ha、その他約 0.1ha	4.2
調整池	底面利用不可	0.4
経堂池	自治会所有、水面利用不可	1.0
計		9.4

※上記記載の面積は令和6年3月時点の想定であり、指定の面積ではありません。



図3 施設計画図（案）（基本設計計画平面図）（R6.3時点）

(2) 事業方針

本公園で目指す基本方針および公園づくりのコンセプトに基づき、施設の整備及び管理運営を行うものとします。

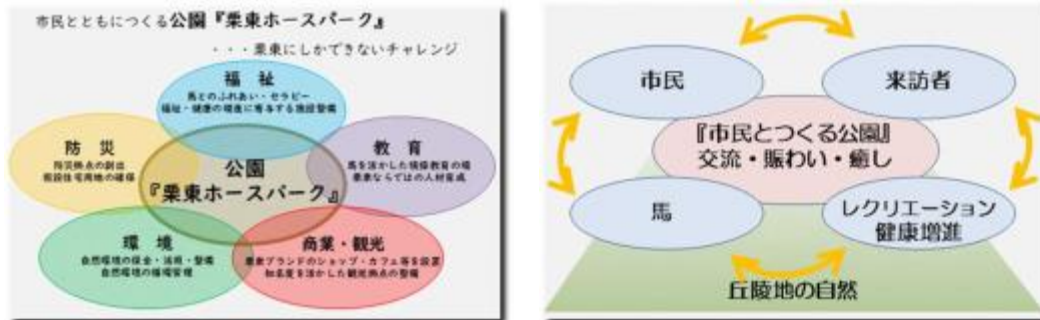


図4 基本方針(R4.3)

【ゾーニング】

本公園のゾーニング、各ゾーンにおける施策の展開イメージは以下のとおりです。

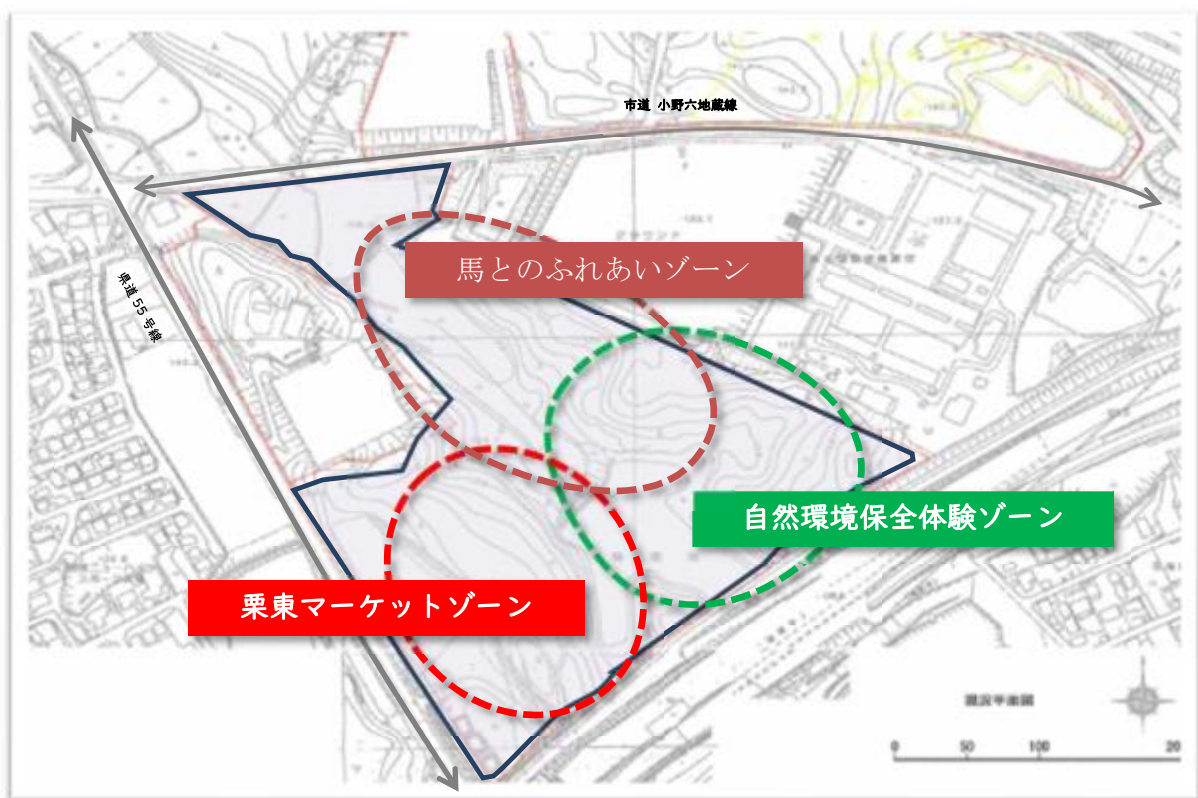


図5 ゾーニング図

【各ゾーンにおける施策の展開イメージ】

〈馬とのふれあいゾーン〉

- ・ 快適な公園空間において、豊かな自然や馬とのふれあいによる情操教育、心や身体のケアが出来る「ふれあい牧場」を中心とした『馬とのふれあいゾーン』を展開し、栗東のアイデンティティ形成を図る。
- ・ 栗東らしさをイメージさせる馬を見てふれあい、馬と人の相互作用を介して健康になり多様な人々が、公園を中心に活動する、馬と共生する特徴ある公園として位置づける。
- ・ 引退競走馬のセカンドキャリアの場とする。
- ・ 乗馬、ホースセラピー、ひき馬など公共施設等を活用した馬事業の展開。
- ・ 馬とのふれあいに係わる多様なイベントを開催すること等で、地域意識の向上やコミュニティ形成の場、観光資源の場としても寄与する。
- ・ 馬とのふれあいの場となる主要施設「ふれあい牧場」「ホーストレイルコース」の活用や、「馬のミュージアム」における集客効果による利用活性化も目指す。
- ・ 社会参加の促進と就労機会の促進。
- ・ 高齢者の健康・生きがいがづくりの推進。厩務員等の退職後の活動の場、厩務技術の承継。将来の人材育成のきっかけづくり。
- ・ 福祉や教育分野における馬の活用。
- ・ 馬とのふれあい、チャレンジウィークでの勤労体験。校外学習。市内小学校や幼稚園・保育園の遠足や散歩。県外小中学校からの修学旅行生の受け入れ。
- ・ 青少年の活動の場とすることも検討し、馬に関わる若手人材の育成や、将来的な定住を目指す。
- ・ 屋内馬場のような全天候型のスペースも設置し、利用の安定性や競技などの専門的な利用も想定する。



※写真は整備イメージ

〈栗東マーケットゾーン〉

- ・ 公園における地域活性化を図る役割施設として、馬とのふれあいゾーンとの連携も意識し、栗東ブランドの地産品の購入や、レストランやカフェ、地産・観光の紹介等を行う「にぎわい施設」を中心とした『栗東マーケットゾーン』を展開し、栗東のアイデンティティー形成を図る。
- ・ 「にぎわい施設」がある魅力的で快適な公園において、公園デビューや子育てが出来る豊かな生活環境の場となるよう配慮し、若い世代の定住に寄与する。
- ・ 災害発生時には、主要施設を支援協力施設、周辺園地を仮設避難施設・仮設トイレ施設として寄与することも目指す。



※写真は整備イメージ

〈自然環境保全体験ゾーン〉

- ・ 自然環境の保全・整備に加え、教育や健康等にも寄与する循環林の形成、散策路や観察の場を含んだ緑地として『自然環境保全体験ゾーン』を展開する。
- ・ 馬とのふれあいの場と隣接する箇所は、「ホーストレイルコース」として馬関連施設の魅力向上も目指す。
- ・ 自然や地形を活かした遊び場としての活用。



※写真は整備イメージ

本計画については「広報りっとう 2023年10月号」にて公表されています。

なお、図6は、【参考-2】栗東健康運動公園基本計画（令和4年3月策定）時点の計画図であり、基本設計時点の計画図は、【参考-3】栗東健康運動公園計画図面の内容となります。



図6 「広報りっとう 2023年10月号」掲載ページ

（３） 提案にあたっての留意事項

前述の（２）事業方針を踏まえ、現時点では下記の想定のとおり公園施設の整備等を行う民間事業者の公募を検討しています。添付の「【参考-5】栗東健康運動公園における官民連携イメージ」など参考資料をご参照してください。提案に際しては、本実施要領等をもとに簡易提案書（様式4）によりご回答ください。なお、提案は、ゾーン毎でも、全ゾーンを通した提案でも可能です。

【参考-5 より抜粋】



① 馬とのふれあいゾーン（管理許可施設）

【範囲】

- ・ 「馬とのふれあいゾーン」における、馬関連施設の整備・管理・運営に関して提案してください。
- ・ 事業の範囲は「P.19 図8 想定する事業範囲」に示す区域を想定していますが、提案する事業の実施に必要な範囲を別途提案することも可能です。

【施設】

- ・ 都市公園法第2条第2項に基づく公園施設（運動施設、教養施設等）として設置します。

（【参考-4】都市公園制度の概要）

- ・ 馬関連施設の内容及び規格は「P.8 表1 主要導入想定施設」のとおり想定していますが、提案する事業の実施に必要な内容、規格等を別途提案することも可能です。

【事業手法】

- ・ 都市公園法第5条に基づく管理許可により、次の役割分担・費用負担を想定しています。

〈想定する役割分担・費用負担〉

- ・ 当該ゾーンに参画する事業者（以下「馬関連施設事業者」という。）は、馬関連施設の管理運営を独立採算により実施していただきます。
- ・ 馬関連施設の整備は、馬関連施設事業者の提案を踏まえて本市が実施します。馬関連施設事業者は整備に必要な協力を行っていただきます。なお、市整備内容は土地・建物に定着するものを想定しています。
- ・ 現時点での馬関連施設の管理許可使用料の考え方は、（様式5）関心表明書及び（様式6）誓約書を本市に提出した者に限り開示します。なお、今後の調査検討の結果により見直す場合があります。
- ・ 公園全体の敷地造成、調整池など基幹的なインフラ等の整備は、本市が実施します。
- ・ 公園全体の管理運営は、本市が指定する指定管理者が実施することを想定しています。

【事業期間】

- ・ 施設管理開始から10年以内とし、事業終了前に期間更新の協議を想定しています。

【事業内容】

- ・ 前述（2）事業方針【各ゾーンにおける施策の展開イメージ】〈馬とのふれあいゾーン〉を踏まえ、乗馬などの収益的な事業だけでなく、公益的な事業も提案してください。
- ・ 施設の営業時間は公園の開園時間内を基本とします（馬の飼育など管理のための施設使用は除く）。公園の開園時間は、今回の提案も踏まえて検討します。

【公園整備懇談会】

- ・ 提案にあたり、栗東健康運動公園整備懇談会の意見に配慮してください。
（【参考-6】栗東健康運動公園整備懇談会の意見概要）

② 栗東マーケットゾーン（公募対象公園施設、特定公園施設）

【範囲】

- ・ 「栗東マーケットゾーン」における、各施設の整備・管理・運営に関して提案してください。
- ・ 事業の範囲は「P.19 図8 想定する事業範囲」のとおり想定していますが、提案する事業の実施に必要な範囲を別途提案することも可能です。

【施設】

- ・ 都市公園法第2条第2項に基づく公園施設（便益施設等）として設置します。

（【参考－４】都市公園制度の概要）

- ・ 栗東マーケットゾーンにおける各施設の内容及び規格は「P.8表1 主要導入想定施設」のとおり想定していますが、必須条件ではなく、都市公園法等関連法令の範囲内において、提案する事業の実施に必要な内容及び規格を別途提案することも可能です。

【事業手法】

- ・ 平成29年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として新たに設けられた「公募設置管理制度（Park-PFI）」により、次の役割分担・費用負担を想定しています。

（想定する役割分担・費用負担）

- ・ 当該ゾーンに参画する事業者（以下、「Park-PFI 事業者」という。）は、都市公園法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設の整備及び管理運営を独立採算により実施していただきます。
- ・ Park-PFI 事業者は、都市公園法第5条の2第2項第五号に規定する特定公園施設を整備していただきます。特定公園施設は整備後、本市に譲渡し、その整備費用はPark-PFI 事業者にも一定額を負担してもらうことを想定しています。
- ・ 特定公園施設の維持管理費用は、基本、公募対象公園施設の収益の一部を還元してPark-PFI 事業者が負担することを想定しています。
- ・ 現時点でのにぎわい施設の公園使用料の考え方は、（様式5）関心表明書及び（様式6）誓約書を本市に提出した者に限り開示します。なお、今後の調査検討の結果により見直す場合があります。
- ・ 公園全体の敷地造成、調整池など基幹的なインフラ等の整備は、本市が実施します。
- ・ 特定公園施設については、選定したPark-PFI 事業者を、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に指定することを想定しています。なお、公園全体の管理運営についても、本市が指定する指定管理者が実施することを想定しており、Park-PFI 事業者による公園全体の一体管理を希望しています。

【事業期間】

- ・ 施設管理開始から最長20年（10年で更新申請が必要）を想定しています。なお、指定管理者の事業期間は、本市にて別途検討しますが、Park-PFI 事業者の事業期間を勘案した上で決定します。

【事業内容】

- ・ 前述の（2）事業方針【各ゾーンにおける施策の展開イメージ】〈栗東マーケットゾ

ーン〉を踏まえた事業内容を提案してください。

- ・ 施設の営業時間は公園の開園時間内を基本とします（管理のための施設使用は除く）。公園の開園時間は、今回の提案も踏まえて検討します。

【公園整備懇談会】

- ・ 提案にあたり、栗東健康運動公園整備懇談会の意見に配慮してください。
（【参考-6】栗東健康運動公園整備懇談会の意見概要）

③ 自然環境保全体験ゾーン

【範囲】

- ・ 「自然環境保全体験ゾーン」の利活用に関して提案してください。
- ・ 自然環境保全体験ゾーンの範囲は「P.19 図8 想定する事業範囲」のとおり想定していますが、前述の①や②とのセットでの提案も可能です。

【事業手法】【事業期間】

提案する事業内容により、各自事業手法を提案してください。

【事業内容】

- ・ 前述の（2）事業方針【各ゾーンにおける施策の展開イメージ】〈自然環境保全体験ゾーン〉を踏まえた事業内容・区域を提案してください。
- ・ 施設の営業時間は公園の開園時間内を基本とします（管理のための施設使用は除く）。公園の開園時間は、今回の提案も踏まえて検討します。

【公園整備懇談会】

- ・ 提案にあたり、栗東健康運動公園整備懇談会の意見に配慮してください。
（【参考-6】栗東健康運動公園整備懇談会の意見概要）

④ 公園全体の管理運営

【事業手法】

- ・ 公園全体の管理・運営に関しては、本市が指定する指定管理者が実施することを想定しています。
- ・ また、前述の②で選定した Park-PFI 事業者を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として公園全体の管理者に指定することを希望しています。

〈想定する役割分担・費用負担〉

- ・ 本市より本公園の管理・運営に係る一定の指定管理料を選定事業者に支払いま

す。

- ・ 現時点での指定管理料の考え方は、(様式5) 関心表明書及び(様式6) 誓約書を本市に提出した者に開示します。なお、今後の調査検討の結果により見直す場合があります。
- ・ 指定管理者が行う指定管理業務は、管理対象区域内での管理運営に関する業務、施設等の修繕などの維持管理業務及びそれらに付随する業務を想定しています。
- ・ 駐車料金を来園者から徴収する場合は、基本、本市の収入と想定していますが、駐車料金の有無又は料金水準並びに駐車場の管理・運営のあり方に関して、意見があれば提案してください。

【事業期間】

各事業者にて事業期間を提案してください。

【事業内容】

- ・ 公園全体の魅力向上に関する意見があれば提案してください。
- ・ 施設の営業時間は公園の開園時間内を基本とします(管理のための施設使用は除く)。公園の開園時間は、今回の提案も踏まえて検討します。

【公園整備懇談会】

- ・ 提案にあたり、栗東健康運動公園整備懇談会の意見に配慮してください。
(【参考-6】栗東健康運動公園整備懇談会の意見概要)

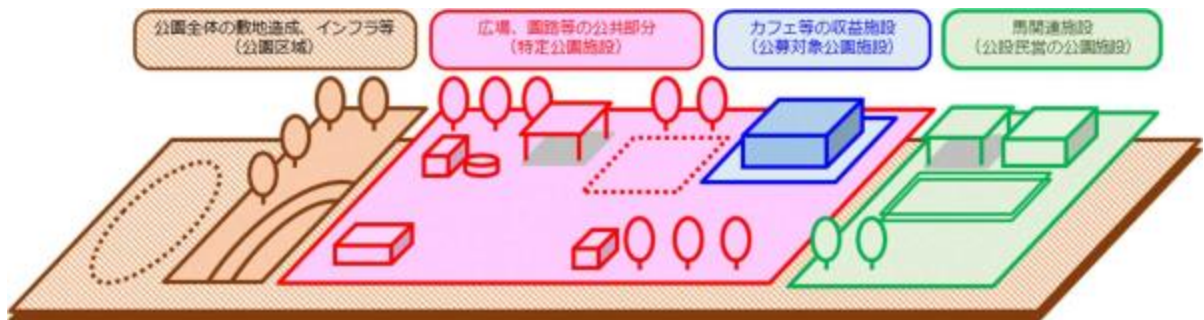


図7 想定する官民連携イメージ

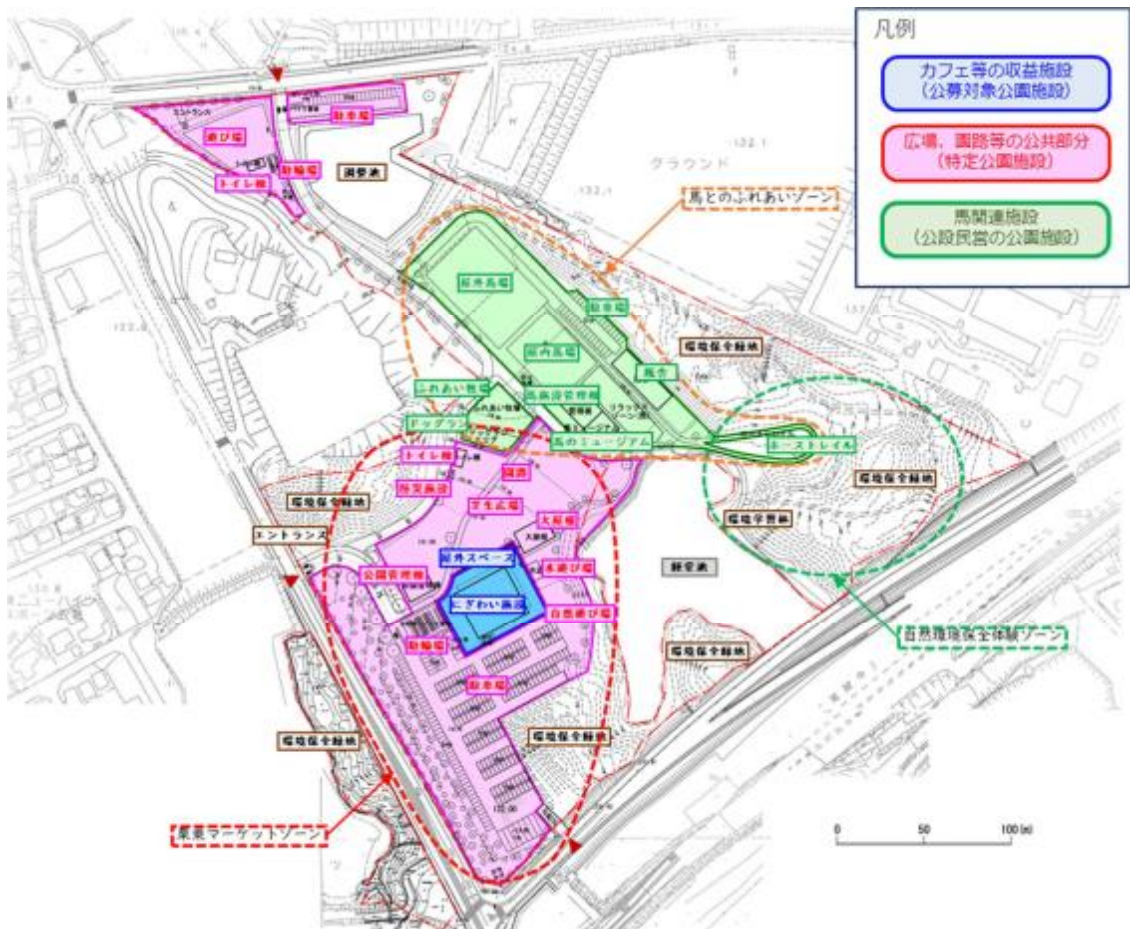


図 8 想定する事業範囲

(4) スケジュール (想定)

現時点で想定しているスケジュールは次のとおりですが、本調査の提案も踏まえて今後も検討します。

令和6年度	サウンディング調査
令和7～8年度	事業者公募、公園造成実施設計（令和7年度）
令和8年度	事業者決定
令和8～11年度	市による公園造成及び施設工事
令和9～11年度	事業者による施設の設計・工事
令和12年度	公園供用、事業者による施設の運営開始

6. サウンディング調査の実施手順

(1) 本調査の進め方

本調査のスケジュールは以下のとおりです。

内容	日程
サウンディング調査実施要領等の公表	令和6年7月2日（月）
合同事前説明会・現地見学会の参加申込受付	令和6年7月2日（月） ～令和6年7月8日（月）17：00
合同事前説明会・現地見学会の実施	令和6年7月12日（金）
質問受付、〆切	令和6年7月2日（月） ～令和6年7月19日（金）17：00
質問回答公表	令和6年7月26日（金）
サウンディング調査参加受付、〆切	令和6年7月2日（月） ～令和6年8月23日（金）17：00
関心表明書・誓約書受付、〆切	令和6年7月2日（月） ～令和6年8月23日（金）17：00
サウンディング調査簡易提案書受付、〆切	令和6年7月2日（月） ～令和6年8月23日（金）17：00
個別対話の実施	令和6年9月6日（金） ～令和6年9月13日（金）
サウンディング調査結果の公表	令和6年9月末頃

(2) サウンディング調査実施要領等の公表

実施要領等サウンディング調査に関する内容は、以下の栗東市ホームページにて公表し、サウンディング調査への参加事業者を募集します。

URL：〇〇

(3) 合同事前説明会・現地見学会

① 合同事前説明会

開催日：令和6年7月12日（金）

時間：13:00 開始（12:30 受付開始）～13:45

開催場所：栗東市役所

② 現地見学会

開催日：令和6年7月12日（金）（小雨決行）

時間：14:00 開始（事前説明会終了後）～15:00

集合場所：栗東市役所 〇階会議室 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

開催場所：栗東健康運動公園整備予定地（市役所から車で5分）

③ 参加方法

- ・参加を希望する場合は、「(様式1) 合同事前説明会・現地見学会申込書」に必要事項を記入し、参加申込をし、「9. 連絡先」のE-mail宛、送付して下さい。なお、メールの件名は【事前説明会・現地見学会申込】として下さい。受信後、確認の返信メールをいたします。

受付期間：令和6年6月28日（金）～令和6年7月8日（月）17：00

添付書類：(様式1) 合同事前説明会・現地見学会申込書

④ その他

- ・合同事前説明会及び現地見学会の参加人数は、1グループにつき2名以内として下さい。合同事前説明会については、希望があればオンラインでの参加も可能とします。
- ・合同事前説明会のみ、現地見学会のみ参加することも可能です。現地見学会のみ参加する場合は、合同事前説明会で配布した資料を配布します（説明は行いません。）。
- ・合同事前説明会及び現地見学会の参加は、今回のサウンディング調査への参加に対する必須条件ではありません。また、今後予定している民間事業者公募の参加条件や評価対象でもありません。
- ・現地見学会の注意事項

＊動きやすく、汚れてもよい服装・歩きやすい靴等でお越しください。

＊傘やレインウェアなどの雨具をご持参ください。

＊事前に昼食は済ませてからお越しください。

＊駐車場の利用方法等は申し込み後にお知らせします。

＊本市の車両に乗車して見学いただく予定です。各ポイントでは下車してご説明します。

悪天候によっては延期、中止または開催方法を変更する可能性があります。延期、中止の場合、実施日の2日前までに、参加申込者あてにご連絡します。

（4） サウンディング調査の参加受付（エントリー）

参加を希望する場合は、「(様式2) エントリーシート」に必須事項を記入し、「9. 連絡先」のE-mail宛、送付して下さい。

なお、メールの件名は、【サウンディング調査参加表明書】として下さい。受信後、確認の返信メールをいたします。

受付期間：令和6年6月28日（金）～令和6年8月2日（金）17：00

添付書類：(様式2) エントリーシート

（5） 関心表明書・誓約書の受付

現時点での馬関連施設の管理許可使用料、にぎわい施設の公園使用料及び指定管理料の考え方は、「(様式5) 関心表明書」及び「(様式6) 誓約書」を本市に提出した者に限り開示します。なお、法人グループで開示申込をする場合は、代表者がとりまとめて質問して

下さい。

「(様式5) 関心表明書」及び「(様式6) 誓約書」に必須事項を記入押印し、「9. 連絡先」の E-mail 宛に、送付して下さい。

なお、メールの件名は、【関心表明書及び誓約書の提出】として下さい。受信後、確認の返信メールをいたします。

受付期間：令和6年6月28日（金）～令和6年8月23日（金）17：00

添付書類：(様式5) 関心表明書、(様式6) 誓約書

（6）質問受付・回答

① 質問受付

サウンディング調査に関する質問を下記のとおり受け付けます。なお、法人グループで参加する場合は、代表者がとりまとめて質問して下さい。

「(様式3) 質問書」に必須事項を記入し、「9. 連絡先」の E-mail 宛に、送付して下さい。

なお、メールの件名は、【サウンディング質問書】として下さい。受信後、確認の返信メールをいたします。

受付期間：令和6年6月28日（金）～令和6年7月19日（金）17：00

添付書類：(様式3) 質問書

② 質問回答

回答は、以下の日に栗東市ホームページにて掲載します。なお、回答にあたり質問者の名称は公表しません。

質問回答の公表：令和6年7月26日（金）

（7）サウンディング調査簡易提案書の提出

今後の公募条件等を検討する参考とするため、下記のとおり、対象事業に対するサウンディング調査への提案を募集します。応募事業者に頂いたご意見を踏まえ、個別対話の場を通じて広く意見交換をさせていただきます。

受付期間：令和6年6月28日（金）～令和6年8月23日（金）17：00

添付書類：(様式4) 簡易提案書

① 調査項目

表2 調査項目 を参照して下さい。

② 提出方法

「(様式4) 簡易提案書」に必要事項を記入し、「9. 連絡先」の E-mail 宛に送付して下さい。

なお、メールの件名は、【簡易提案書提出】として下さい。受信後、確認の返信メールをいたします。

表2 調査項目

項目		確認事項
基本情報	法人名またはグループ名	
	ご担当者名	
	所属・部署	
	所在地	
	E-mail	
	FAX 番号	
	電話番号	
	会社概要	
	官民連携の実績の有無	
参加意欲	事業対象地のポテンシャル	
	事業への参画意欲	
	想定する事業スキーム	・公募設置管理制度 (Park-PFI) ・設置許可 ・管理許可 ・指定管理制度 ・その他の PPP/PFI 手法
	事業への参加形態	単独、共同事業体
	公募方法に関する意見	
	公園事業区域拡張に関する意見	
事業内容	事業のコンセプト	事業方針、期待される効果
	整備内容について	・土地利用、施設配置、施設内容 (ハード) ・イベントなど施設の利活用 (ソフト)
	連携について	・開園区域や周辺施設等とのハードの連携 ・地域や関係団体等とのソフトの連携など
	公園の効用、事業効果	
事業条件	運営方法	
	公園の魅力向上への還元方法	
	事業規模	投資額、事業収益等
	公園使用料等の経済条件	公園使用料 (にぎわい施設)、管理許可使用料 (馬関連施設) 及び指定管理料 (公園全体) の目安並びに来園者からの駐車料金徴収 など
	事業期間	設計・施工を含む、オープンまでの必要期間
	土地面積	有料施設、その他施設の面積
	事業の位置・範囲	
その他	課題	整備・運営等に関する課題
	ご意見・ご要望	事業を実現する上での確認事項や事業全般に関するご意見等

(8) 個別対話の実施

① 実施概要

民間事業者と市の間で、簡易提案書を踏まえて幅広く意見交換を行う場として、個別対話を下記のとおり実施します。

候補日：令和6年9月6日（金）～令和6年9月13日（金）

時間：日時については、個別に案内させていただきます。

実施場所：栗東市役所〇階会議室

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

所要時間：30～60分程度

参加人数：1グループ2名以内

② 参加方法

エントリーシート受領後、調整の上、候補日の中から実施日時及び場所をメールにて連絡します。（都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

③ 実施方法

参加事業者から簡易提案書の内容についてご説明頂き、その内容について市から質問させていただきます。

④ 留意事項

調査目的から逸脱していると考えられるもの、同種の提案が多数寄せられたものなどの場合は書面での調査のみとさせて頂く場合があります。あらかじめご了承ください。

(9) サウンディング調査結果概要の公表

サウンディング調査結果については、概要について令和6年9月末頃に公表を予定します。

公表にあたっては、参加事業者に事前に内容を確認します。参加事業者の名称は公表する予定です。公表内容は、頂いた意見を項目ごとに箇条書きにするなどまとめて表記することを考えています。

7. 参加要件

- ・サウンディング調査に参加することができる事業者は、対象施設を運営する意向を有する法人又は法人グループとします。
- ・グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表者を1社選択して下さい。
- ・参加表明時や簡易提案書提出時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にして下さい。

※次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者

- ・ 参加申込書提出時点で、本市の入札参加停止措置を受けている者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、若しくは滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日滋賀県条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等
- ・ 国税、県税、市税を滞納している者

8. 留意事項

- ・ 今回のサウンディング調査への参加実績は、今後予定している民間事業者公募への参加条件や評価対象にはなりません。
- ・ 同様に、サウンディング調査へ参加しなかった企業でも、今後予定している民間事業者公募の参加は可能です。
- ・ 対話の内容は、今後の検討における参考とさせていただきます。市・民間事業者双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご了承下さい。
- ・ ご意見を伺った事業者の名称は公表させていただきます。
- ・ なお、今回のサウンディング調査を契機として、今後、必要に応じて、追加の対話をお願いする場合がございます。その際にはご協力をお願い致します。
- ・ サウンディング調査への参加に要する費用は参加事業者の負担とします。

9. 連絡先

【提出先】【問い合わせ先】

栗東市 市長公室 健康運動公園整備事業推進課
〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
T E L : 077-551-0478 F A X : 077-553-1280
E-mail : kenkou-kouen@city.ritto.lg.jp

※本調査の内容等に関するお問い合わせは、上記担当までお願いします。

.....
本実施要領の添付資料

- ・(様式1) 合同事前説明会・現地見学会申込書
- ・(様式2) エントリーシート
- ・(様式3) 質問書
- ・(様式4) 簡易提案書
- ・(様式5) 関心表明書
- ・(様式6) 誓約書
- ・【参考-1】 栗東健康運動公園計画概要説明資料
- ・【参考-2】 栗東健康運動公園基本計画（令和4年3月策定）
- ・【参考-3】 栗東健康運動公園計画図面
- ・【参考-4】 都市公園制度の概要
- ・【参考-5】 栗東健康運動公園における官民連携イメージ
- ・【参考-6】 公園整備懇談会における市民意見の概要
- ・【参考-7】 令和4年滋賀県観光入込客統計調査確定値（滋賀県）

栗東健康運動公園（ホースパーク）
サウンディング調査

合同事前説明会・現地見学会申込書

【基本情報】

法人名または グループ名			
所在地			
グループの場合 の構成法人名			
本対話の代表者 または担当者	氏 名		所属部署
	E-mail		
	T E L		
	F A X		

【事前説明会・現地見学会について】

参加予定者	参加予定者氏名	所属・部署・役職等
合同事前説明会・ 見学会への参加 ／不参加	合同事前説明会	参加（現地）・参加（オンライン）・不参加
	現地見学会	参加 ・ 不参加

【主席者名簿への掲載可否】 ※いずれかに○をご記入ください

出席者名簿への掲載	可	不可

※実施要領「9. 連絡先」記載のメールアドレスに送付して下さい

※件名は【合同事前説明会・現地見学会申込】として下さい

※合同事前説明会及び現地説明会に参加する人数は、1 グループにつき2名以内として下さい

(様式2)

栗東健康運動公園（ホースパーク）
サウンディング調査

エントリーシート

令和 年 月 日

栗東健康運動公園（ホースパーク）サウンディング調査に参加を希望します。

【基本情報】

法人名または グループ名				
所在地				
グループの場合 の構成法人名				
代表者または 担当者 ご連絡先	氏 名		所属部署	
	E-mail			
	T E L			
	F A X			

【個別対話について】

※実施要領「6.サウンディング調査の実施手順（1）本調査の進め方」に記載の日程（令和6年9月6日（金）～令和6年9月13日（金））からお選びください。

対話希望日	第1希望	月 日（ ）	☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 終日
	第2希望	月 日（ ）	☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 終日
	第3希望	月 日（ ）	☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 終日
参加予定者 （代表者又は担当者 を含め2名まで）	参加予定者氏名	所属・部署・役職等	

※実施要領「9. 連絡先」記載のメールアドレスに送付して下さい

※件名は【サウンディング調査参加表明書】として下さい

(様式3)

栗東健康運動公園（ホースパーク）
サウンディング調査

質問書

令和 年 月 日

栗東健康運動公園（ホースパーク）サウンディング調査について、下記の通り質問を提出します。

【基本情報】

法人名または グループ名				
所在地				
グループの場合 の構成法人名				
代表者または 担当者 ご連絡先	氏 名		所属部署	
	E-mail			
	T E L			
	F A X			

【質問内容】

No	質問箇所	質問内容
1		
2		
3		

※実施要領「9. 連絡先」記載のメールアドレスに送付して下さい

※件名は【サウンディング質問書】として下さい

※枠は適宜拡大・追加して下さい

(様式4)

栗東健康運動公園（ホースパーク）
サウンディング調査

簡易提案書

令和 年 月 日

栗東健康運動公園（ホースパーク）サウンディング調査について、別紙の通り提案します。

【基本情報】

法人名または グループ名			
ご担当者名		所属部署	
所在地	〒（ ）		
ご連絡先	e-mail : Tel : (内線) Fax :		
会社概要	貴社の事業内容に関する概要を御記載下さい。 別途、パンフレット等の添付でも構いません。		
実績の有無	同種・類似の官民連携事業（PPP/PFI）に関する実績があれば、差し障りない範囲で御記載下さい。 ①Park-PFI（ ）件/②設置許可（ ）件/③管理許可（ ）件 /④指定管理制度（ ）件/⑤その他（ ）件/⑥なし		
	実績の概要を御記載下さい。別途資料の添付でも構いません。		

1. 事業参加への意欲

問1) 栗東健康運動公園（以下、本公園）のポテンシャルについて、下記選択肢から該当するもの1つに○をつけて下さい。また、その理由もお書きください。

① 高い	
② どちらともいえない	
③ 低い	
ポテンシャルについて具体的な理由があればお聞かせ下さい。	

問2) 本公園での事業に対する現時点での参画意欲について、下記選択肢から該当するもの1つに○をつけて下さい。

① 本事業に強い関心がある	
② 本事業にやや関心がある。	
関心について具体的な理由があればお聞かせ下さい。	

問3) 本公園での事業では公募設置管理制度（Park-PFI）の活用を想定しておりますが、貴社の想定する事業スキームについて下記選択肢に該当するものに○をつけて下さい。

① 公募設置管理制度（Park-PFI 制度）※1		② 設置許可※2	
③ 管理許可※2		④ 指定管理制度	
⑤ その他の PPP/PFI 手法			
③その他の場合、具体的なスキームをお聞かせ下さい。			

※1 公募設置管理制度：飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件。

※2 設置許可、管理許可：公園施設を設置又は管理しようとする時は許可が必要となります。

問4) 本公園での事業に参画される際に想定される貴社の参加形態について、下記、選択肢から該当するものに○をつけて下さい。

① 単独参加		② SPC や JV 等の共同事業体	
③ その他			
②SPC や JV 等の共同事業体での参加を想定される際には、各社の役割、業種、構成企業名について、現時点で想定される範囲でお答え下さい。			
③その他の場合、具体的にお聞かせ下さい。			

問5－1) 本公園では、公募により Park-PFI 事業者（兼指定管理者）及び馬関連施設事業者の選定を想定しています。現時点において貴社が望ましいと考える公募方法を、下記選択肢から該当するもの1つに○をつけて下さい。また、その理由もお書きください。

① Park-PFI 事業者(兼指定管理者)と馬関連施設事業者の一体公募	
② Park-PFI 事業者(兼指定管理者)と馬関連施設事業者とは別公募	
③ どちらともいえない	
具体的な理由があればお聞かせ下さい。	

問5－2) 問5－1で②と回答した事業者への質問です。Park-PFI 事業者（兼指定管理者）と馬関連施設事業者とを別公募する場合において、公募の順序について、下記選択肢から該当するもの1つに○をつけて下さい。また、その理由もお書きください。

① Park-PFI 事業者(兼指定管理者)と馬関連施設事業者の公募時期は同じ	
② 馬関連施設事業者を先行して公募	
③ Park-PFI 事業者(兼指定管理者)を先行して公募	
具体的な理由があればお聞かせ下さい。	

問6) 現在の公園事業区域を拡張することにより、本事業への参加意欲の向上につながりますか？ 下記選択肢から該当するもの1つに○をつけて下さい。また、その理由もお書きください。

① 参加意欲が高まる	
② どちらともいえない	
③ 特に変わらない	
具体的な理由があればお聞かせ下さい。	

2. 事業内容

問7) 現段階で想定される事業内容について、下記の項目を可能な範囲で記載して下さい。

簡素なものでも可とします。提案する事業の実施に必要な内容、規格等を別途提案する場合は、それによる効果等も可能な範囲で記載して下さい。

- ① 事業のコンセプト(事業方針、期待される効果)
- ② 整備内容について(土地利用、施設配置、施設内容(ハード))
- ③ 整備内容について(イベントなど施設の利活用(ソフト))
- ④ 連携について(開園区域や周辺施設等とのハードの連携、地域や関係団体等とのソフトの連携)
- ⑤ 公園の効用、事業効果(exp. 来園者数、管理負担額の捻出額、にぎわい施設売上、馬施設利用者数、駐車場稼働率等)
- ⑥ 自然環境保全体験ゾーンの活用提案(exp. ホーストレイル、自然環境学習、野鳥観察等)
- ⑦ 市民・地元企業等との連携イメージ
- ⑧ 福祉・教育関連の取組みイメージ

〔自由記載〕

※ ページ数の指定はありませんので、適宜増やしてご記載下さい。また、本設問の記載方法に指定はありませんので、本様式に直接記載せず、上記項目が概ね記載された事業計画書を別途ご提出いただくことも可能です。

3. 事業条件

問8) 現段階で想定される事業条件について、下記の項目を可能な範囲で記載して下さい。

- ① 運営方法
- ② 公園の魅力向上への還元方法
- ③ 事業規模(投資額、事業収益等)
- ④ 公園使用料等の経済条件(公園使用料、管理許可使用料、指定管理料、来園者の駐車料金など)
- ⑤ 事業期間(設計・施工を含む、オープンまでの必要期間)
- ⑥ 土地面積(有料施設、その他施設の面積)
- ⑦ 建物概要(階数、構造、延床面積、建物施設の利用内容等)
- ⑧ 運営可能な施設、公園施設等
- ⑨ 環境配慮事項(環境を配慮した取り組み、SDGs)
- ⑩ 保全林の管理の取扱い

〔自由記載〕

⑪ 想定している事業の位置・範囲 以下の位置図に○等で示して下さい。

■計画図



※ ページ数の指定はありませんので、適宜増やしてご記載下さい。また、本設問の記載方法に指定はありませんので、本様式に直接記載せず、上記項目が概ね記載された事業計画書を別途ご提出いただくことも可能です。

4. その他

問9) 整備・運営等に関する課題がございましたら記載して下さい。

〔自由記載〕

問10) 本公園での事業全体を通して、ご意見ご要望等がございましたら記載して下さい。

〔自由記載〕

簡易提案書の設問は以上となります。ご提案いただき誠にありがとうございます。
個別対話へのご協力も引き続きよろしくお願いいたします。

関 心 表 明 書

令和 年 月 日

栗東市長 竹村 健 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (権限規程に基づく決裁者でよい)
印

令和●年●月●日付け「栗東健康運動公園（ホースパーク）サウンディング調査」の実施に関して、下記のとおり表明した上で、貸与資料の提供を申し込みます。

なお、栗東市の業務委託先に対し本サウンディング調査及びその他の方法により栗東市が取得した当社に係る情報（意見等を含む。）を開示することに同意します。

表明する理由：

--

本事業において想定している参画位置（次の中から1つ選んでください）：

① 単体での応募企業	② 応募企業グループの代表企業	③ 応募企業グループの構成員
④ 応募企業の協力会社	⑤ その他（ ）	

【担当者の連絡先】

氏 名		
所属部署名		
役 職		
住 所		
電 話 番 号		
FAX 番 号		
E - m a i l		

(様式6)

誓 約 書

令和 年 月 日

栗東市長 竹村 健 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (権限規程に基づく決裁者でよい)
印

当社は、今般、栗東市（以下「市」といいます。）から、栗東健康運動公園（ホースパーク）サウンディング調査の実施に係る調査・検討を行うことを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ提供される貸与資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の貸与を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。また、当社は、守秘義務対象資料は市が栗東健康運動公園サウンディング調査の実施のために作成した情報であって、当社に事前又は事後の通知なくその内容を変更することがあり、市が当社に対してその情報の正確性、網羅性及び妥当性について確認又は保証したものではないことを承諾の上、これを利用することとします。
- 2 当社は、本誓約書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を当社に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が契約する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、守秘義務対象資料記載の情報であっても、当社が守秘義務対象資料を受領した時点ですでに公知であった情報、守秘義務対象資料の受領後当社の責によらないで公知となった情報及び当社が第三者から守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報についてはこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報は、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から貸与を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、規則、条例等（以下「法令等」）により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、守秘義務対象資料の破棄等の後も存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含むがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第7条（資料の破棄等）

- 1 受領した守秘義務対象資料は、令和6年9月13日（金）17時まで（本目的が終了した場合は終了した日から速やかに、又は本誓約書の違反等により市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。なお、上記期限を超えて守秘義務対象資料の貸与を希望するときは、別途新たな誓約書を提出して市に申入れを行うものとします。
- 2 受領した守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化及びその複写、磁気ディスク及び録音テープその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、前項に定める守秘義務対象資料の破棄時まで、当該複写物等について破棄又は消去することを約束します。
- 3 受領した守秘義務対象資料の破棄等の完了について、令和6年9月27日（金）17時まで、又は破棄等が完了した日から速やかに、破棄義務の遵守に関する報告書を提出（原本必着）するものとします。

以上